

00291NHK

266031

第三号様式

大量保有報告書

変更報告書 No. 1

(法第27条の26第1項に基づく報告書) (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号
X	K	B	93

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所
氏名又は名称 弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号

平成14年7月15日 提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社 の 名 称	小野薬品工業株式会社	会社コード 528	頁 / 総 頁	1 / 11
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※ ① 上場 2 店頭	提出者及び 共同保有者の総数	5 名
本店所在地	大阪府中央区道修町2丁目1番5号		提出形態	※ ① 連名 2 その他

2 提出者(大量保有者)

※ 1 個人		② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())	
フリガナ(カタカナ)			
氏名又は名称	テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド		
フリガナ(カタカナ)			
住所又は本店所在地	バハマ連邦、ナッソー、ライフロード・ケイ、BOX N-7759		
フリガナ(カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ(カタカナ)			
旧住所又は本店所在地			
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成			勤務先名称
職 業			勤務先住所
法 人	設立年月日	1992年 7月 17日	(フリガナ)
※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成			代表者氏名
事業内容	投資顧問業	グレゴリー・イー・マクゴワン	代表者役職 執行副社長、秘書役
事務上の連絡先 及び担当者名	東京都港区北青山1丁目2番3号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子		
	電話番号	(03) 3403-5281	

発行会社の会社コード	4528
------------	------

頁 / 総頁	2 / 11
--------	--------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド
-----------------------	----------------------------

3 保有目的

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	2,973,500株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券か「ト」ラント	D 株		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計	M 株	N 株	O 2,973,500株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在)	S 122,919,000株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 2,973,500株	上記提出者の株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)	2.42 %
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	直前の報告書に記載 された株券等保有割合	2.42 %

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

大量保有報告書

変更報告書 No. 1

(法第27条の26第1項に基づく報告書) (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 東京青山・青木法律事務所
弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号

平成14年7月15日 提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社 の 名 称	小野薬品工業株式会社	会社コード	4528	頁 / 総 頁	3 / 11
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 ④ 福岡 ⑤ 札幌	※ ① 上場 ② 店頭		提出者及び 共同保有者の総数	5 名
本 店 所 在 地	大阪市中央区道修町2丁目1番5号			提出形態	※ ① 連名 ② その他

2 提出者 (大量保有者)

※ ① 個人 ② 法人 (① 株式会社 ② 有限会社 ③ その他 ())					
フリガナ (カタカナ)					
氏名又は名称		テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー			
フリガナ (カタカナ)					
住所又は本店所在地		アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデル、スイート 2100、イースト・ブロード・ブルヴァール 500			
フリガナ (カタカナ)					
旧氏名又は名称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ ① 明治 ② 大正 ③ 昭和 ④ 平成		勤務先名称		
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	1979年10月24日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ ① 明治 ② 大正 ③ 昭和 ④ 平成		代表者氏名	ギャリー・ピー・モティール	社 長
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先 及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号	東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子		
		電話番号	(03) 3403-5281		

発行会社の会社コード	4528
------------	------

頁 / 総頁	4 / 11
--------	--------

提出者（大量保有者）の氏名又は名称	テンプレートン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー
-------------------	-------------------------------

3 保有目的

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	4,136,000株
新株引受権証書	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バックワラント	D 株		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計	M 株	N 株	O 4,136,000株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在)	S 122,919,000株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 4,136,000株	上記提出者の株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)	3.36 %
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	直前の報告書に記載された株券等保有割合	2.21 %

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

大量保有報告書

変更報告書 No. 1

(法第 27 条の 26 第 1 項に基づく報告書) (法第 27 条の 26 第 2 項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所
氏名又は名称 弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号

平成14年7月15日 提出

第 1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社 の 名 称	小野薬品工業株式会社	会社コード	4528	頁 / 総 頁	5 / 11
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※ ① 上場 2 店頭		提 出 者 及 び 共同保有者の総数	5 名
本 店 所 在 地	大阪府中央区道修町2丁目1番5号			提 出 形 態 (ホ)	※ ① 連名 2 その他

2 提 出 者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())					
フリガナ (カタカナ)					
氏 名 又 は 名 称	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド				
フリガナ (カタカナ)					
住所又は本店所在地	英国 EH1 2EH、スコットランド、エディンバラ、キャッスル・テラス 20、サルティア・コート				
フリガナ (カタカナ)					
旧 氏 名 又 は 名 称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	1985年4月3日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	マーティン・エル・フラナガン	取締役
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号	東京青山法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子		
		電話番号	(03) 3403-5281		

発行会社の会社コード 4528

頁 / 総頁 6 / 11

提出者（大量保有者）の氏名又は名称 フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド

3 保有目的

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	267,294株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券がトランプ	D 株		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計	M 株	N 株	O 267,294株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在)	S 122,919,000株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 267,294株	上記提出者の株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)	0.22 %
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	直前の報告書に記載された株券等保有割合	0.20 %

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

大量保有報告書

変更報告書 No. 1

(法第 27 条の 26 第 1 項に基づく報告書) (法第 27 条の 26 第 2 項に基づく報告書)

受		付	
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所
 氏名又は名称 弁護士 江口直明

報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号

平成14年7月15日 提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社 の 名 称	小野薬品工業株式会社	会社コード	4528	頁 / 総頁	7 / 11
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 ④ 福岡 ⑤ 札幌	※ ① 上場 ② 店頭		提出者及び 共同保有者の総数	5 名
本店所在地	大阪府中央区道修町2丁目1番5号			提出形態	※ ① 連名 ② その他

2 提出者 (大量保有者)

※ ① 個人 ② 法人 (① 株式会社 ② 有限会社 ③ その他 ())					
フリガナ (カタカナ)					
氏名又は名称		フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ			
フリガナ (カタカナ)					
住所又は本店所在地		カナダ M5C 3B8、オンタリオ州、トロント、スイート 2101、アデレード ストリート イースト 1			
フリガナ (カタカナ)					
旧氏名又は名称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ ① 明治 ② 大正 ③ 昭和 ④ 平成		勤務先名称		
法 人	設立年月日	1982年10月1日	(フリガナ)		
	※ ① 明治 ② 大正 ③ 昭和 ④ 平成		代表者氏名	ギャリー・アール・ノートン	代表者役職 上級副社長
事業内容		投資顧問業			
事務上の連絡先 及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号		東京青山・青木法律事務所 弁護士 武澤 朋子	
			電話番号	(03) 3403-5281	

発行会社の会社コード	4 5 2 8
------------	---------

頁 / 総 頁	8 / 11
---------	--------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・コープ
-----------------------	----------------------------

3 保有目的

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	株	株	88,600株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バックラント	D 株		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計	M 株	N 株	O 88,600株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在)	S 122,919,000株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 88,600株	上記提出者の株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)	0.07 %
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	直前の報告書に記載 された株券等保有割合	0.09 %

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所
氏名又は名称 弁護士 江 口 直 明

報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号

平成14年7月15日 提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社 の 名 称	小野薬品工業株式会社	会社コード	4528	頁 / 総 頁	9 / 11
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 ④ 福岡 ⑤ 札幌	※ ① 上場 ② 店頭		提 出 者 及 び 共同保有者の総数	5 名
本 店 所 在 地	大阪府中央区道修町2丁目1番5号			提 出 形 態	※ ① 連名 ② その他

2 提 出 者 (大量保有者)

※ ① 個人 ② 法人 (① 株式会社 ② 有限会社 ③ その他 ())					
フリガナ (カタカナ)					
氏 名 又 は 名 称	テンブルトン・アセット・マネジメント・リミテッド				
フリガナ (カタカナ)					
住 所 又 は 本 店 所 在 地	シンガポール共和国 038987、サンテック・タワー・ワン #38-03、テマセク・ブルヴァール 7				
フリガナ (カタカナ)					
旧 氏 名 又 は 名 称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ ① 明治 ② 大正 ③ 昭和 ④ 平成		勤務先名称		
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	1992年9月28日	(フリガナ)	代表者役職	
事 業 内 容	※ ① 明治 ② 大正 ③ 昭和 ④ 平成		代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン	取締役
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先 及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号	東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子		
		電話番号	(03) 3403-5281		

発行会社の会社コード	4528
------------	------

頁 / 総頁	10 / 11
--------	---------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド
-----------------------	---------------------------

3 保有目的

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため、日本株に投資するミューチュアル・ファンドへ投資を行うものであり、純投資を目的とする。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	35,000株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券カードラント	D 株		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計	M 株	N 株	O 35,000株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在)	S 122,919,000株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 35,000株	上記提出者の株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)	0.03 %
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	直前の報告書に記載 された株券等保有割合	0.07 %

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式

発行会社の会社コード	4 5 2 8
------------	---------

頁 / 総 頁	11 / 11
---------	---------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド
-----------------------	----------------------------

提出者及び 共同保有者の総数	5 名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者

1	テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド	21		41	
2	テンプレトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー	22		42	
3	フランクリン・テンプレトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	23		43	
4	フランクリン・テンプレトン・インベストメント・コーポ	24		44	
5	テンプレトン・アセット・マネジメント・リミテッド	25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳（ヨ）

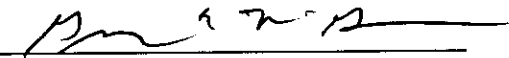
	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	株	株	7,500,394 株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計	M 株	N 株	O 7,500,394 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年6月30現在)	S 122,919,000 株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 7,500,394 株	上記提出者の株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)	6.10 %
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合	5.00 %

POWER OF ATTORNEY

Templeton Global Advisors Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Naoaki Eguchi and Ms. Tomoko Takezawa, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 24th day of July, 2001.

Templeton Global Advisors Limited

By: 

Gregory E. McGowan

Executive Vice President and Secretary

<訳文>

委 任 状

テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山・青木法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 武澤朋子を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年7月24日日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

（署 名）

グレゴリー・イー・マクゴーン
執行副社長、秘書役

上記正訳しました

弁護士 江 口 直 明

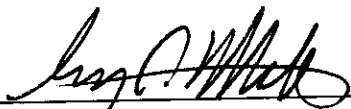


POWER OF ATTORNEY

Templeton Investment Counsel, LLC (the "Company") hereby appoints Mr. Naoaki Eguchi and Ms. Tomoko Takezawa, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 25th day of July, 2001.

Templeton Investment Counsel, LLC

By: 

Gary P. Motyl
President

< 訳文 >

委 任 状

テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー (以下「当社」という。) は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山・青木法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 武澤朋子を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年7月25日日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー

(署 名)

ギャリー・ピー・モティール
社長

上記正訳しました

弁護士 江 口 直 明

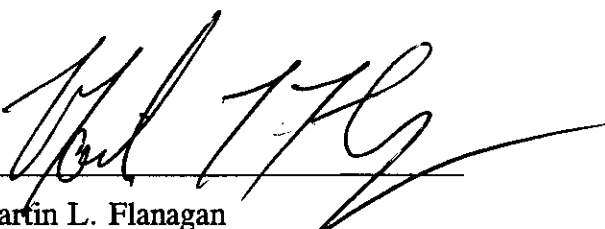


POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investment Management Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Naoaki Eguchi and Ms. Tomoko Takezawa, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 1st day of August, 2001.

Franklin Templeton Investment Management
Limited

By: 
Martin L. Flanagan
Director

<訳文>

委 任 状

フランクリン・テンプルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山・青木法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 武澤朋子を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年8月1日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンプルトン・インベストメント・
マネジメント・リミテッド

(署 名)

マーティン・エル・フラナガン

取締役

上記正訳しました

弁護士 江 口 直 明



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investments Corp., (the "Company") hereby appoints Mr. Naoaki Eguchi and Ms. Tomoko Takezawa, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 24 day of July, 2001.

Franklin Templeton Investments Corp.

By: G. R. Norton

Gary R. Norton

Senior Vice President, Investor and

Dealer Services

<訳文>

委 任 状

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山・青木法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 武澤朋子を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年7月24日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ

(署名)

ギャリー・アール・ノートン

上級副社長

上記正訳しました

弁護士 江口直明



POWER OF ATTORNEY

Templeton Asset Management Ltd., (the "Company") hereby appoints Mr. Naoaki Eguchi and Ms. Tomoko Takezawa, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 24th day of July, 2001.

Templeton Asset Management Ltd.

By: _____

Gregory E. McGowan

Director

<訳文>

委 任 状

テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山・青木法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 武澤朋子を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年7月24日日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド

(署 名)

グレゴリー・イー・マクゴワン
取締役

上記正訳しました
弁護士 江 口 直 明

